

JAPSW 発第 17-207 号  
2017 年 9 月 25 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
部長 宮 寄 雅 則 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会  
会長 柏 木 一 恵

### 就労継続支援 A 型事業所の事業閉鎖問題と適正運用について（要望）

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、先般、岡山県倉敷市と香川県高松市で就労継続支援 A 型事業所を運営していた法人が事業所を閉鎖し、200 人以上の障害者を解雇したことについて、主に当該法人の責任を追及する論調の報道が流されています。確かに、解雇そのものは運営法人が「経営の悪化のため」に事業を閉鎖する決定をしたことが直接の原因です。しかしながらその背景に今春の指定基準厳格化などの省令が大きく影響していることは明らかです。

適正な運営ができなかった法人の責任はもちろん問わなければなりません。結果として解雇という不利益を受けたのは利用者である障害者本人であり、職業も支援も同時に失うという体験は、経済的、社会的、精神的に大きな傷となったことは想像に難くありません。

就労継続支援 A 型事業所は、その運営上の課題が早くから問題視されていたにも関わらず有効な対策のないまま経過し、毎年大きく増加を続け、経営主体に占める営利法人の割合も 5 割を超える状況となっています（平成 27 年社会福祉施設等調査）。規制を緩和し、株式会社等にも参入を可能とし営利本位も許容した結果が今回の大量解雇問題につながっていることは明白です。それらは当該事業者の問題であると同時に、厚生労働省の行政不作為によるものと言わざるを得ません。社会福祉基礎構造改革により社会福祉サービスに市場原理や規制緩和が導入されたことをすべて否定するものではありませんが、事業の継続性とサービスの質を担保するための方策が脆弱であったという感は否めません。

そもそも就労継続支援 A 型事業は、「通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第六条の十）」とされています。「通常の事業所に雇用されることが困難」とされている対象者が、最低賃金以上の労働を行うためには、相当な専門性と丁寧な支援スキルが必要となります。また労働法に則って労働者を雇用し、採算をとって経営すること

と、どちらも簡単にできるものではないはずのことを専ら「企業努力」に押し付けてきたのが現状の制度上の矛盾ではないかと思料します。

今後も同様の事例が続くことは予想されます。経営困難で事業を閉鎖する事業者が、解雇される障害者の再雇用支援を適切に行えるとは考えにくく、行政の監督責任において、当該障害者の精神的サポートも含め、遅滞なく適切に行う必要があります。また、非営利性と公益性を原則とする本制度本来の目的と合致しない事業者は、厳正に指導し、さらにはそのような事業者が参入できない仕組みを講じるべきと考えます。

しかし喫緊の課題として、これ以上解雇によって不利益を被る障害者が出ないように、制度及び運用上の不備に関しては早急に改善していただきたく、下記のとおり要望いたします。

## 記

1. 就労継続支援A型事業所の閉鎖に伴い解雇された障害者を対象とする就労相談及び生活相談の窓口を、事業者を指定した自治体の責任において設置するよう適切に指導してください。
2. 就労継続支援A型事業の適正運営のための施策を早急に検討し、実施してください。

### 【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局  
〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3  
四谷オーキッドビル7F  
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993  
E-mail : office@japsw.or.jp